

第三篇 行 財 政



結核対策推進優良村として
秩父宮妃殿下より授賞

第一章 行政

第一節	三	役	四五
第二節	各種委員会	四六
第三節	議決機関	五一
第四節	行政事務機構	五二
第五節	庁舎・集会所	五四
第六節	行政区画の変更	五五

第二章 財政

第一節	財政の概況	五七
第二節	年度別歳入歳出の概要	五九
第三節	国民健康保険事業会計の概要	七一
第四節	財産	七二

第一章 行 政

昭和三〇年三月三十一日の合併以来「村民融和」を村是として、新村建設計画にもられた方針を着々実行に移して行った。

いま改めて「新村建設の基本方針」を回顧し吟味してみると、それは本村が急傾斜の山岳地帯に立地し生産性が低いという宿命を背負うており、この悪条件を克服する特殊産業の基盤を確立することを主眼としている。そのためには水路・溜池・井堰などを増設して食糧自給策を講ずるか、草生地を利用して畜産を推進するか、広範囲を占める山地の植林化を図ることが謳われ、また農林道・橋梁を改修して住民の利便を図ることが必要も述べられている。そして、その根本を教育におき、特に社会教育を振興して勤労意欲の昂揚とか消費生活の経費節減をはかることに目覚めさせることを期待している。

合併後二〇年の社会情勢の変動は甚しく、全く当初に予

期しないものがあつた。本村の行政は基本方針の指向するところにしたがいつつ、新時代の要請を検討して、これに即応して一步一步堅実な歩みをつづけて来た。それは合併によって高められた自治協同の意識に基づき、全村民と関係機関の分担協力によるものであつたことは論を要しない。以下、項目を分つて二〇年の行政の足あとをたどつてみたい。

第一節 三 役

村 長 昭和三〇年三月三十一日を期して美川村は誕生し力強く発足した。合併当初は村長職務執行者に旧弘形村長であつた土居通栄が就任して行政機構の整備・事務分掌等に専念した。四月一七日、村長選挙が行なわれ旧弘形村から土居通栄・平岡英男、旧仕七川村から新谷優の三名が立候補し、選挙の結果、土居通栄が当選、美川村初代の村長に就任した。昭和三四年四月の改選に当り、新谷優・城山元が立候補して新谷優が当選して第二代の村長に就任した。その後昭和三八年・四二年・四六年の村長選挙はいずれも新谷優が無投票当選して、四期に亘り村政を担当し現

在に至っている。村長の権限は村を統轄してこれを代表すると共に、団体の事務及び機関委任事務の管理執行権・規則制定権・職員の指揮監督権・職員の任免権・組織権など幅広い権限を持っている。

助役 村長の最高の補佐機関である助役は村長を補佐し、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、村長の職務を代理する職務を帯びている。助役の任期は原則として四年であり、村長が議会の同意を得て選任する事とされている。昭和三〇年八月、初代助役に高橋末吉が就任し、二代渡部一加、三代猪上正度、四代山下伝三郎がそれぞれ一期を務めたが、昭和四六年八月山下伝三郎が再任され、五代助役として現在に至っている。

収入役 収入役は現金の出納・保管、その他会計事務をつかさどり、その事務の執行については独立した権限が与えられている。選任方法は助役と同様、長が議会の同意を得て選任する。任期は四年である。昭和三〇年八月初代収入役に正岡悦次郎が就任して一期を勤め、任期満了とともに再任せられ、二代収入役に就任したが昭和三六年五月退職、後任収入役に猪上正度が選任せられ三代収入役に就任

して残任期間をとめた。昭和三八年八月、四代収入役田野正武、昭和四二年八月、五代収入役土居敏雄、昭和四六年八月、六代収入役に長岡道一が就任して現在に至っている。

第二節 各種委員会

昭和二二年公布の地方自治法は、地方公共団体において一つの機関が多くの権限を掌握することを避け、これらの行政事務を諸種の独立した機関に分担させるため、選挙管理委員会・監査委員会の設置を規定したが、その後さらにこの制度は拡充され、教育委員会・公平委員会・固定資産評価審査委員会・農業委員会など数多くの委員会が設置された。

選挙管理委員会 選挙管理委員会は地方自治法によって規定され、従来都道府県知事および市町村長に属していた選挙事務の管理執行に関する権限を、首長公選制にもない都道府県知事および市町村長から独立して公正に執行させるために設けられたものである。委員の定数は四名で「選挙権を有する者で人格高潔であり、政治及び選挙に関

選挙有権者数

年 別	投票所数	有 権 者 数			備 考
		男	女	計	
昭和30年	13	2,513	2,640	5,153	12月25日現在
" 31 "	13	2,486	2,625	5,111	" "
" 32 "	13	2,523	2,643	5,166	" "
" 33 "	13	2,482	2,594	5,076	" "
" 34 "	12	2,464	2,607	5,071	" "
" 35 "	12	2,353	2,509	4,862	" "
" 36 "	12	2,269	2,425	4,694	" "
" 37 "	12	2,213	2,354	4,567	" "
" 38 "	12	2,132	2,307	4,439	" "
" 39 "	12	2,090	2,273	4,363	" "
" 40 "	12	1,999	2,175	4,174	" "
" 41 "	12	1,974	2,169	4,143	11月1日 "
" 42 "	12	1,980	2,183	4,163	3月30日 "
" 43 "	12	1,862	2,028	3,890	12月25日 "
" 44 "	12	1,796	1,987	3,783	" "
" 45 "	12	1,717	1,932	3,649	" "
" 46 "	12	1,716	1,926	3,642	11月30日 "
" 47 "	12	1,668	1,872	3,540	11月10日 "
" 48 "	12	1,587	1,806	3,393	12月31日 "
" 49 "	12	1,550	1,777	3,327	10月30日 "

し公正なる識見を有する者」の中から議会において選挙せられ、その任期は四年である。この委員会は国または地方公共団体における選挙に関する事務およびこれに関する

中から選任する事となっており、地方公共団体の財務に関する事務の執行、および経営に係わる事業の管理を監査する任務を帯びている。昭和三二年、美川村監査委員条例を

事務を管理しているが、社会情勢の推移にともしない、きわめて広範な事務が委譲されている。しかし、一般に選挙に関する広範な事務は委員の手によって処理することは困難であるため、職員を置いて処理させている。

昭和四一年、「美川村選挙管理委員会規定」を制定し、その組織・会議・委員長の職務権限・書記の職務・文書の処理閲覧・告示の方法・公印等の事項を定め、選挙の公正化に努めている。そのほか委員会は自由および平等の基本原則を体し、選挙が公明かつ適正に行なわれるよう、あらゆる機会を通じて選挙人の政治意識の向上を図るための適切なる措置を講じている。

監査委員会 監査委員会は長の指揮監督の外にある監査機関として必置性のものであって、

美川村選挙管理委員会委員及補充委員名簿

木下 久敬	長岡 道一	猪上 正度	渡部 一加	渡部 一加	猪上 正度	委員 長
菅 米吉	坂本 桜木 嘉蔵 孟	菅 和泉 智恵蔵	森 倉之進	高橋 春茂	宮城 富市	委 員
田野 正式	松田 山中 豊博 満直	菅 坂本 米吉	小田 原英雄	菅 義雄	後藤 盈夫	補 充 委 員
至四九、三、二九	自四七、五、二四	自四三、五、二四	自三九、五、二三	自三六、五、二四	自三三、五、三	任 期

歴代監査委員

篠崎 優	篠崎 優	篠崎 優	片岡 紋次	片岡 紋次	松田 満直	梅木 春美	学・経選出	委員 氏名	選任年月日	任期満了又は 退任年月日
高木松太郎	片岡保夫	西田和市	土居衛	岡崎広衛	土居武義	中西縫太郎	議会選出			
四八、九、二八	四五、八、二八	四二、五、三一	三九、七、二四	三六、七、一三	三五、七、一八	三一、三、二二				
	四六、四、三〇	四五、五、二三	四二、五、八	三六、七、一三	三六、七、一三	三四、五、八				
	四八、九、二八	四五、八、三〇	四二、七、二三	三八、四、二九	三九、七、一四	三六、七、二二				

菅 米吉	田中一男	田野正式
井上清志	松田満直	
岡林武男	中田力松	
自四七、五、二四	至五一、五、二三	自四九、三、二九

制定して委員定数を二名とし、要求または請求による監査審査の執行・審査意見の報告・監査の時期・結果の報告通知または公表等の諸事項が定められている。

教育委員会 教育委員会は学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制・教育課程・教科書その他の取扱、および教育職員の身分に関する事務を行ない、また社会教育その他教育・学術・文化などに属する事務を管理執行する。

教育行政の内容については、第七篇「教育・文化」で記述する。

公平委員会 公平委員会は地方公務員法の制定にともない、近代的人事行政の理念に基づき人事行政を推進するため地方公共団体の専門的な人事行政機関として置かれた執行機関である。昭和三四年九月に美川村公平委員会の事務委託に関する規約を制定し、愛媛県人事委員会に委託している。

農業委員会 昭和二六年、「農業委員会法」が公布され農地改革の推進力となった従来の農地委員会、並びに農業調整委員会が統合して新らしく農業委員会として再出発す

る事となった。この委員会の目的は農業生産力の発展および農業経営の合理化と農家の地位向上に寄与することにある。本村では昭和三〇年四月合併を契機に、旧村別にあった委員会を統合し美川村農業委員会として発足することとなった。同五月一七日、農業委員の選挙が行なわれ、委員一〇名を選出すると共に推せん委員三名も選任され、計一三名をもって発足した。内容については第四篇「産業・経済」で記述する。

固定資産評価審査委員会 固定資産評価審査委員会は固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服を審査決定する職務を持ち、その定数は三名、任期は三年と定められ

歴代固定資産評価員

氏名	就任年月日	退任年月日
林 国太郎	三〇、五、三〇	三三、九、二七
土居 敏雄	三三、九、二八	三六、九、二七
伊藤 孟寛	三六、九、二八	三八、九、一一
木下 久敬	三八、九、一二	四二、九、五
小田原 英雄	四二、九、六	四六、四、三〇
木下 久敬	四六、五、一	四八、九、三〇
小田原 英雄	四八、一〇、一	

歴代固定資産評価審査委員

氏名	選任年月日	満了年月日
岡崎 広衛	三〇、五、三〇	三一、八、三〇
森 倉之進	三〇、五、三〇	三一、九、二七
渡部 一加	三〇、五、三〇	三一、九、二四
岡崎 広衛	三一、八、三一	三四、九、二九
森 倉之進	三一、九、二八	三五、九、二七
渡部 一加	三三、九、二五	三六、九、二四
団 上 貢	三四、九、三〇	三七、九、二九
森 倉之進	三五、九、三〇	三八、九、二八
渡部 一加	三六、九、二八	三九、九、二四
団 上 貢	三七、九、二二	四〇、九、二九
森 本 正 夫	三八、一、二一	四一、九、三〇
山田 盛 重	三九、九、二九	四二、九、二四
団 上 貢	四〇、九、二八	四三、九、二九
森 本 正 夫	四一、九、二四	四四、九、三〇
山田 盛 重	四二、九、二五	四五、五、二〇
土居 寛 貢	四三、七、二二	四五、九、二四
団 上 貢	四三、九、二八	四六、九、二九
森 本 正 夫	四四、九、一八	四七、九、二九
土居 寛 貢	四五、九、二八	四八、九、二四
団 上 貢	四六、九、二五	四九、九、二九
森 本 正 夫	四七、九、二八	五〇、九、二九
城山 益 雄	四八、九、二八	五一、九、二四
団 上 貢	四九、九、二七	五二、九、二九

ている。委員の選任は長が住民のうち、村税納税の義務ある者の内から議会の同意を得て選任する事となっている。昭和三八年四月、地方税法第四三一条の規定に基づき美川村固定資産評価審査委員会条例によって委員会の審査の手續き・記録の保存・その他審査に必要な事項を定めた。なお美川村固定資産評価員および固定資産評価補助員設置条例により固定資産評価員一人を置くことを定めている。

特別職報酬等審議会 特別職報酬等審議会は地方自治法の規定に基づき、村長の諮問に応じ自治体の特別職・議員報酬等の額について審議するためのものである。昭和四〇年一二月美川村特別職報酬等審議会条例を制定した。「村長は議会議員の報酬の額ならびに村長・助役および収入役の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめその額について審議会の意見を聞くもの」とされている。この審議会は委員五名をもって組織され、美川村区域内における公共的団体等の代表者、そのほか住民のうちから必要に応じ村長が任命し、審議が終了したときは解任されるものであって、永続性のもではない。

事務は総務課において処理している。

公務災害補償認定委員会並びに公務災害補償審査会 公務災害補償認定委員会並びに公務災害補償審査会は昭和四二年八月公布の地方公務員災害補償法（法律第一二二号）に基づき、本村では同年一二月非常勤職員の公務災害補償に関する条例を制定、非常勤の職員に対する公務上の災害補償に関する制度を定め、附属機関として設置されたものである。認定委員会は五人、審査会は三人で、それぞれ学識経験を有する者のうちから村長が委嘱し、任期はともに三年としその事務は認定委員会は公務災害補償認定に関する事項を、審査会は公務災害補償の審査に関する事項を担任することとされている。昭和四三年三月、非常勤の職員の公務災害補償に関する条例施行規則によって、その組織および運営・補償の手続き、その他条例の実施に関し必要な諸事項が定められた。

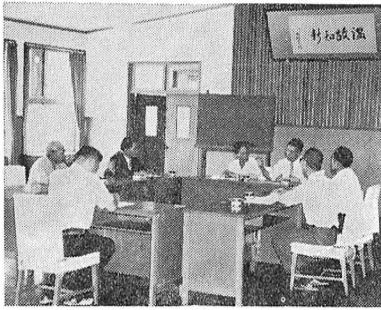
専門委員 地方自治法の規定により昭和四二年に美川村専門委員設置規則を制定した。その職務は、①総務および企画、②産業および建設、③文教および厚生に関して調査することとし、その定数は総務専門委員五人以内、産業建

設専門委員五人以内、文教厚生専門委員四人以内と定めている。専門委員は専門の学識経験を有する者の中から村長が選任、依嘱する。委員は村長の依託を受け、その権限に属する事務に関し必要な事項を調査するものであり、必要の都度臨時の専門委員が選任せられ、村長の諮問機関としての機能を發揮している。

第三節 議 決 機 関

村議会 村議会議員の第一回選挙は町村合併促進法の特例を適用して、旧村単位の小選挙区制によって実施され、二三名の議員が選出された。昭和三四年の第二回選挙からは全村一区で行なわれ、現在に至っている。

議員定数については第二回および三八年の第三回は法定数の二二名であったが、四〇年三月の定例村議会に於て、「議員の定数条例」を可決制定し、その定数を二二名から一八名に減少して次の選挙から施行することとした。なお四五年一二月議員定数条例を改正して一四名として現在に至っている。この減員は人口の逐年減少の実態によるもので、財政上からも若干の支出負担を軽減するねらいを持つ



委員 会

より運営委員を選任して円滑な運営を行なっている。
 委員会 議会における審議を容易にし、慎重を期するために美川村議会委員会条例によって、村議会に常任委員会および特別委員会の制度を設け

ている。村議会は年四回の定例会をもつことに定められており、歳入歳出予算・条例の制定改廃はもちろん村政の重要な事項にはすべて議会の議決を必要とし、村長の権限に属する予算の提案権を除けば、ほとんどの案件について発議権を持っている。なお調査権、又は監査権により村の行政事務について調査等を行なうことが出来るし、このほか委任事務についても意見を述べることが出来る。また出席要求権として村長その他執行機関に対し、説明のため議場に出席を求めることなど、議会の権限は非常に大きい。議会運営に関しては美川村議会々議規則を基本とし、議員中

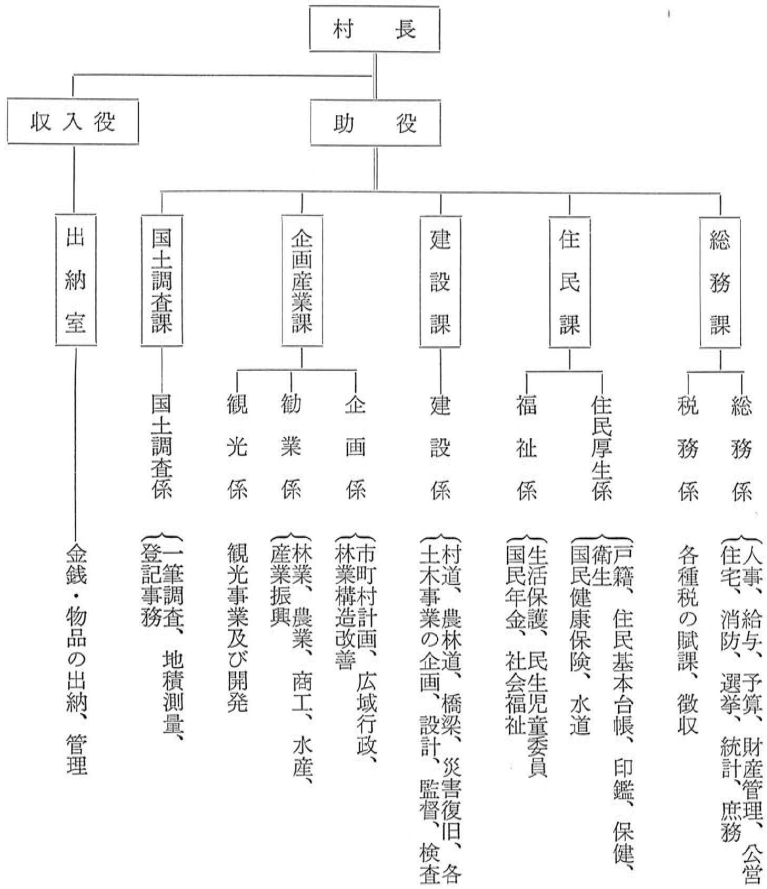
ている。常任委員会の名称は総務・産業建設・文教厚生であつてその定数は総務常任委員会五人、産業建設常任委員会五人、文教厚生常任委員会四人である。特別委員会は必要がある場合において議会の議決に基づいて置くことになつている。

第四節 行政事務機構

合併当初の行政事務機構は村長事務部局に総務・税務・厚生・産業・会計及び大字七鳥・大字東川・大字仕出を管轄区域とする仕七川支所、大字黒藤川・大字沢渡を管轄区域とする黒藤川支所の二支所を設け、他の部局に議会事務局・選挙管理委員会・監査委員会・農業委員会・教育委員会等を設けて旧村の職員をそのまま引継ぎ事務を行なつた。昭和三十一年三月三十一日には支所を廃止し本庁に統合した。

四六年五月、課の設置条例の改正を行ない、総務課・住民課・産業建設課・企画課とした。企画課は新設されたものであり、村政の総合企画および開発に関すること、並びに国土調査に関することを業務とし、初代課長に長岡道一

行政機構図



が就任した。翌四七年六月には企画課の分掌であった国土調査課に関する事務を独立させ国土調査課を新設した。初代課長に中山義正が就任した。なお企画課に観光事業および開発に関する業務を加えて企画観光課としたが、四九年三月、さらに企画観光課に勸業の業務を配し企画産業課と改め、従来の産業建設課は建設課として発足し、それぞれ各課の態勢造りが行なわれて村長の執行機関としての機能を十分發揮し業務を遂行している。

組長・部落長 組長は部落（組）

ごとにその地域住民から推せんせられ、村当局と住民の間のパイプの役割を果すいっぽう、組内における諸事業を推進する。部落活動を円滑に運営するため組会を開催して、納税

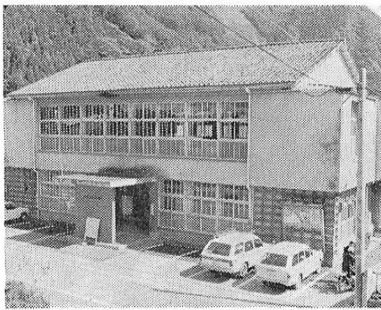
組合・環境衛生・防犯・防火・青少年の非行化防止・選挙・産業・交通安全・共同募金・各種調査のほかPTA・農協・森林組合・寺社関係に至るまで、地域社会に介在する諸問題を処理し、あるいは民意をとりまとめて代弁にあたる等、役務の内容は多様である。村内六二名の組長並びに五名の部落長が末端機構の役割をにない、村造りのため活躍している。

第五節 庁舎・集会所

庁舎 合併当初は仮庁舎を旧弘形村役場に定め庁務を開始したが、昭和三〇年六月二八日の臨時村議会において新庁舎建設計画が決定された。建築場所は美川村大字上黒岩一番耕地五四九番地、建築面積は二〇〇坪の見込、構造は木造瓦葺二階一棟、工事見積額は七二〇万円、財源は起債四〇〇万円・寄附金一五〇万円・村負担一七〇万円という計画によって着工された。同年十二月二〇日竣工を見て落成式を挙行し、同月二十九日仮庁舎より新庁舎へ移転を完了した。その後、村の機構も次第に拡張され、庁舎も狭あいを告げるに至り、幾度か模様替えを行って来たが、四五

年六月に二六一万円を計上して九一坪を増築した。さらに四八年九月には庁舎屋根の葺替えを行うなど維持管理につとめ、「美川村行政の府」としての衿持を保ちつゝ現在に至っている。

集会所 美川村中央集会所は昭和三三年新市町村建設促進法の適用を受け、新村の建設的事業の一つとして計画された。役場庁舎の前、御三戸の絶景を背に位置を定めて、昭和三三年一〇月着工、翌年四月完成した。構造は木造二階建瓦葺モルタル塗、総坪数一八〇坪、建築費四六〇万円を要し、松山土建株式会社田之内俊朗の請負によるもので



美川村中央集会所

ある。二階は「村民話し合いの場」としてあらゆる会合に利用される。知識とレクリエーションを求めて集まる「村民の家」として、また修養道場・研修会場ともなつて社会教育等あらゆる方面に活用されている。階下は団

体事務所として利用され、美川村教育委員会・美川村森林組合・美川村商工会・面河川漁業協同組合の各事務所が置かれ、それぞれの機能を發揮している。

第六節 行政区画の変更

榎谷地区の分離 美川村大字七鳥の内榎谷地域は美川村の北西に位置し周囲が山にかこまれた交通の不便な地域である。隣接する久万町中野村とは車道もひらけ交流も多く地域住民は古くから久万町に編入されることを希望していた。昭和三三年一月五日、久万町・川瀬村・父二峰村を廃しその区域を久万町とすると、美川村大字七鳥五番耕地の区域をも久万町に含めるといふ議決が行なわれた。そのため昭和三四年三月三十一日、榎谷地区は美川村から分離し、久万町大字菅生の地域に編入された。

榎谷地域の概況を見ると次のようである。

	住民登録	三〇、一〇、一	現
世帯数	三六	三六	三五
人口	一〇七	二〇六	二〇六
	国調		

面積 土地台帳大字七鳥五番耕地一円（一番地より一三九一番地まで）

明治初年地券当時	現	地理調査所の 地図による
田 七四・一〇三 平方呎	八〇・六二四 平方呎	四、一六二五 平方呎
畑 六五九・七二六	五四一・〇〇六	四二〇町
山林 四四四・五二二	五三三・七〇八	
宅地 八・一一一	三三、〇三坪二五	
原野 六〇一	一・〇三三	
合計 一一八七・二〇三	一、一五六・四二二 宅地三三〇二坪二五	

交通線 県道河口松山線沿線、但し未改修部分あること（二〇〇〇呎）久万榎谷線開通、カゴハラ線の改修中であること。

各地への距離 榎谷分校を基点として、旧仕七川支所へ六、五八三呎、仕七川廻り御三戸へ一〇、〇〇八呎、河口廻り御三戸へ八、四九五呎、久万町役場へ八、八八六呎

公共施設

榎谷分校（五番耕地四八八番地）

児童数	一年	二年	三年	四年	五年	六年	計
	一四	二	六	八	三	五	三八

学級数 三(一六、一四、八)

教員数 県費 二 村費 一

校地面積 三二四坪

校舎 延一〇〇坪(普通 四二、管理 一四)

本校との巨離 六、八八三坪

社寺 神社、寺院は七鳥東光寺檀家

固定資産

固定資産税 一〇〇、〇〇〇円
自転車税 四、八〇〇円

課税標準となつた評価額	納税義務者
土地 四、九五八、〇〇〇円	五八
家屋 一、九五三、〇〇〇円	二七
償却 八三、〇〇〇円	一
計 六、九九四、〇〇〇円	

村民税

所得総額四一五三、三〇〇円、扶養家族一三八人

納税義務者四八人

平均 所得八六、五〇〇円
 平均 村平均 九三、五〇〇円
 税額 九二〇円 一、〇七〇円

昭和三二年度 村税調定額

村民税 五一、九二〇円

第二章 財政

第一節 財政の概況

決算を見て、その村なり町なりの財政力の強弱を知るためには、經常収入率、つまり毎年繰り返して収入されるものと、毎年義務的に繰り返し支出されるものを比較して、収入が支出を超える状態にあればその財政力は強いと見てよく、逆の場合は危険信号と見て差支えない。

美川村について昭和三〇年以来、各年における歳入と歳出、そして歳出はどの様な事業に投資されたものであるか、その主なものを記し、さらに新たに生れたもの或は廃止されたもの、特異なものについて記してみよう。

全体を通じて言える事は毎年黒字決算であること、村税の伸びはその額において伸長しているようであるが、物価指数など経済的成長率からいうと実質的には減額に等しく、収入の最たるものは地方交付税であって、交付税こそ本村財政の唯一の支えである。また最近村債が急速に増加

しているが、これは主として辺地債と過疎債である。辺地債というのは、「辺地にかかる公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」に基づいて借入れができる村債のことであり、また過疎債というのは、「過疎地域対策緊急措置法」に基づいて借入れる事ができる村債であって、この辺地債はその年の元利償還金の八〇%、過疎債は同七〇%が地方交付税で村に還ってくる仕組のものである。この両村債は昭和四〇年以降における本村の大きな財源となったものである。

辺地債の対象事業は、①電燈用電気供給施設、②道路及び渡船施設、③小学校、中学校の児童生徒の通学用自動車及び寄宿舎、④診療施設、⑤飲用水供給施設、⑥前各号に掲げるものの外政令で定める施設であり、この政令で定めるものの中には、有線電気通信施設・農道及村道・教員住宅・学校給食施設々備・義務教育用体育音楽及び社会教育のための施設・公民館その他の集会施設・保育所及び児童館・老人福祉施設・母子健康センター・消防施設・住民の交通の便に供する自動車除雪機械・その他、農林漁家の生活改善・産業教育・保健福祉の増進のために必要な施設等

が含まれる。村の実情によってこれらの総合整備計画を樹て、その中に含まれたものを貸付の対象としようとするものである。

また過疎債は過疎地域の解消に役立つと思われる次の事業が貸付対象であった。

①交通々信施設、②学校・診療所・老人福祉・集会・厚生・医療等に必要な施設、③農林道の整備、その他産業基盤整備上必要な施設、④農林業の近代化のための施設、⑤企業の導入、⑦観光施設、⑦産業の振興と雇用の増大のためのも、⑧基幹集落の整備、⑨地域社会の再編成、などであり、この計画ができると知事と協議して、自治省等の認証を得る事としたものであった。本村としてもこれら関連事業を網羅して辺地対策総合整備計画、続いて昭和四四年、美川村過疎地域整備計画を樹立した。

昭和四〇年、観光事業特別会計へ村債一〇〇〇万円を起したのを皮切りに、順次村債が伸びたのもそれであり、その後沢渡線を始めとする村道・農林道を始め、土地改良事業も、山村振興特別開発事業も、林業構造改善事業も、観光開発事業も、集会所も、給水施設も、おおよそ前記起債

対象事業の範囲に入るものはすべて、この財源に頼って施行されたものである。

因みに昭和四八年度の事業費の財源内訳は、

対象事業費 一五、一一四万四〇〇〇円に対し

国県補助金 七、九〇一万三〇〇〇円

村 費 七、二二万三〇〇〇円

内、辺地及過疎債 六、三四〇万円

純 村 費、 八七三万一〇〇〇円

受益者負担金 七八二万一〇〇〇円

で、総事業費に対しその年の純村費は四・二%弱であった。

一、〇〇〇万円かきると二〇〇万円または三〇〇万円と必要な利子だけ償還すれば借金は帳消しになるものである。なおまた特別会計では三〇年頃は国民健康保険会計だけであったが、その後、農業共済特別会計・観光事業特別会計・し尿処理事業特別会計・ごみ処理事業特別会計等が新設されたが、農業共済事業特別会計は昭和四六年上浮穴農業共済組合の発足によってこれに統合し、各町村のものは廃止された。

また村税については、合併以来さしたる滞納もなく、最近では村内挙って完納されている。これは昭和三二年に発足した納税組合の活発な活動と、納税報償金制度を採用したため組合内の連帯責任制が暗黙の促進剤となったものであるうか。納税報償金とは、納税組合毎に取りまとめて納入し若し一人でも滞納者があると削減されるものである。

組合数は発足当時は六三組合であった。その後、有枝上谷部落が住民減少によつて解散し、現在では六二組合となっているが、今もなお納税組合長（組長が兼務）を中心に活発に活動が続けられている。

以下、一般会計に重点をおいて、合併後の各年別の収支と主要な事業等を拾つて見ることにする。

はじめに一言ふれておきたい事は、昭和三八年に財務会計制度の大幅な改正がなされて予算決算の様式も様相が一変したことである。かりに昭和三八年度までは役場費という款があつて人件費等はこれに組まれていたが、その後、歳入は性質別に、歳出は目的別に組む事になったので、概ね各課ごとに人件費も組まれる事になった。例えば農林水産業費でも、農業総務費と言う目があつて、そこに人件費

が組まれる事になったので、すべての款の中に「何々総務費」と言えば主として人件費であると解釈して差支えないと思うので村の予算決算を見る上での参考にしてほしい。そんなわけで昭和三八年までとそれ以後は異つた名称が使われることを心得ていてほしい。

第二節 年度別歳入歳出の概要

昭和三〇年度（千円未満切捨て）

昭和三〇年度の決算では、歳入総額三、七三一万七〇〇〇円、歳出三、七二一万二〇〇〇円、差引二〇万五〇〇〇円が翌年度に繰り越された。歳入の主座は村税であつて、その額一三四二万一〇〇〇円、次いで地方交付税の九九二万二〇〇〇円、その他村債・寄付金と続くが、寄付金が何故このように多額に上つたかを見るに、役場庁舎新築に伴う弘形村の寄付金が一五〇万円、仕七川中学校特別教室に対する地元寄付が二三五万円、役場庁舎備品に対する理事者及び議会議員の寄付が二〇万円等である。

歳出は役場費（主として人件費）が一位を占め一、四〇一万五〇〇〇円、二位は教育費の一、二八一万六〇〇〇円、

以下産業経済費、その他と続く。この年の主な事業は庁舎建築費及びこれに付帯する関係事業費が六八六万六〇〇〇円、仕七川中学校特別教室工事請負金四七七万三〇〇〇円、特にこの年から耕地関係災害復旧費が特別会計で処理されたが、その内容は水舟水路、堂ヶ谷農道、荒瀬水路、シロ水路、セリ頭首工、内田橋、カツラゼ水路、ウマワタゼ堤塘、カゴバラ頭首工、梶家橋、馬門頭首工、二箇林道の追加工事等が行われた。

昭和三十一年度

この年の歳出決算額は三、五二四万五〇〇〇円、歳入は三、二九四万三〇〇〇円で、二三〇万二〇〇〇円が繰越されたが、歳入は依然として村税が主座を占め、この額一、四五九万三〇〇〇円、ついで地方交付税一、〇二六万一〇〇〇円、三位は村債であった。

なお、この年村有林字マルミヤ団地の立木の一部により一四七万円と、有枝本谷山で二五万円の立木売却収入があった。また村債四〇〇万円は二箇小学校建築費に充当するためのものであった。

歳出では一位は教育費で一、三三三万二〇〇〇円、二位

役場費、三位産業経済費と続いたが、教育費の伸びは前述の二箇小学校の建築費が原因であった。しかし、この年同小学校建築費中、同年支払済のものは三一九万円で残り二二六万円は翌三二年に繰越した。

この外、黒藤川中学校の特別教室も一三一万五〇〇〇円で建設された。その他特別会計では、仕出農地・仕出シタカイシヨ・栄重農道・水舟水路・中通水路・二箇水路・東川農道・木地水路・豊久水路等が計画されたが、木地水路・豊久水路・栄重農道は見送られた。

昭和三十一年度

歳入歳出決算額は別表の如く、この年も一二〇万六〇〇〇円の黒字となり翌年度に繰越された。この年の歳入順位は前年に大差なく、歳出では前年に続いて教育費が主座を占め一、四四一万四〇〇〇円、二位役場費、三位諸支出金、次いで財産費・産業経済費・公債費・消防費の順位である。教育費が依然高いのは前年の二箇小学校の未完成部分二二八万三〇〇〇円、東川小学校の僻地集会所二四二万二〇〇〇円の新設等であり、産業経済費中には藤社林道・カゴバラ林道・蕨打林道・大川林道等の工事が施行されて、

その経費が多額を占めたものである。また役場費中には書庫の新設六万八〇〇〇円が含まれ、財産費中には官行造林地造成のための日野浦カマガタ山の購入費の残額一七七万円の出費があり、諸支出金の増加は起債償還等の増加に起因する。なお、この年も特別会計で処理されたものは黒田保水路・大川木地水路・大川豊久水路・本組畦畔・中通水路・二篋水路・本組下水路・内分農道等の災害復旧であった。

昭和三三年度

歳入は別表の如く三、八五三万三〇〇〇円、歳出は四、一二五万五〇〇〇円で、始めて赤字を出し二七二万二〇〇〇円を昭和三四年予算から繰上充用した。この年から歳入中一位の村税が地方交付税を下廻り、地方交付税一、五七一万四〇〇〇円に対し村税は一、五三三万六〇〇〇円と所をかえるに至った。歳出では順位に大差がないが財産費が伸びを示した。その理由は中央集会所用地購入費五〇万円、同整地工事費一三四万円、同建築費四六〇万円、このうち当年度支払三九一万円であって、残り六九万円は翌年度払いとした。その外、林業開発費に二二九万八〇〇〇円

を投入した。特別会計では三王頭首工・二篋水路・中通水路等合せて二六二万六〇〇〇円の災害復旧工事が施行された。

昭和三四年度

この年は再び黒字に転じ、三二五万円の繰越金ができ、収入支出の主なもの地方交付税・村税・財産収入等の収入が挙げられるが狭ヶ谷の山林を凶荒予備組合に返却した事により二二〇万円があった事、また支出では林道等の開設に伴う林業振興費が一八七万五〇〇〇円等であるが、この年から新農村建設事業が始まり、三次橋（後の岩瀬戸橋）の架設に三一八万五〇〇〇円が投ぜられた外、特別会計では藤社水路・元井谷橋・三次農道等の工事が施行された。

昭和三五年度

一般会計決算額は歳入で九二九四万一〇〇〇円、歳出八七一八万九〇〇〇円。歳入では交付税が累年伸びて一九八六万八〇〇〇円となり、村税収入の一四九〇万八〇〇〇円を大きく上廻った。なお、この年財産収入の大巾増があったが、これは主として狼ヶ城国有林の払下げを受けた事に

よる立木の売払いである。払下げ価格は四、〇五〇万円であったが、売払価格は四、六一〇万円であった。

この外、主な支出では産業経済費七九万八〇〇〇円、役場費の七八万九〇〇〇円であった。この役場費と言うのは主として人件費であるが、昭和三八年地方自治法の改正で昭和三九年度以後は姿をかくす事になる費目である。

この年の役場費には職員給が七四万七〇〇〇円含まれていた。産業経済費の重点は産業奨励費であり、この奨励費の力点は農業土木費であつて、三一六万九〇〇〇円を費消した。なお、先に述べた狼ヶ城の払下げ価格は四〇五〇万円であつたが決算段階ではこの利子一八七万七〇〇〇円が支出され、合計四二二万七〇〇〇円となり、差引三八二万三〇〇〇円と土地約三七ヘクタールが残つたことになつた。なお、この年の土木費は二二二万八〇〇〇円である。

昭和三六年度

決算上の歳入総額は七〇七八万九〇〇〇円、歳出は六三四〇万円、差引七三三万九〇〇〇円が剰余金として翌年度に繰越された。歳入では昭和三三年以来地方交付税が村税収入を上廻り、以来逐年村税収入を大きく引離して行く事

になるのであるが、この年も村税収入一六六一万九〇〇〇円に対し、交付税は二五五万三〇〇〇円であった。また

この年の歳入中財産収入が七八万三〇〇〇円あつたが、これは村有林の立木売却によるものであつて、この金は仕七川小学校屋内運動場の建設財源に充てられた。また支出のうち主なものは梅の瀬橋（大字黒藤川）架橋工事一二〇万円、仕七川小学校屋内運動場及び支障となる校舎移転費の合計九四六万六〇〇〇円、西古味公営住宅及び久主ノ下公営住宅合計一〇戸の建築費三七〇万一〇〇〇円、火葬場一八二万五〇〇〇円、農業土木費二四二万三〇〇〇円。このうち始めての事業として長瀬の開田に対し村費一七万五〇〇〇円が支出された。更にこの年、財政調整基金として一〇〇万円の積立が行われた。この外、特別会計で別途に処理されたものは中通水路・長瀬畦畔・平井畦畔・田渡野瀬水路・田渡野瀬索道・田渡野瀬水路・石本水路・三次農道・東川農道計九件二三八万一〇〇〇円である。

昭和三七年度

歳入決算額七〇六五万九〇〇〇円、歳出六五六三万三〇〇〇円、差引五〇二万五〇〇〇円が翌年度に繰越された。

歳入中特異なものは地方交付税が大巾に伸長して、村税の概ね二倍に達した事と、この年始めてスキー場が村で開設されてその使用料が、一萬五〇四五円収納された事である。歳出中主なものは、中央中学校特別教室建築費三〇八万九〇〇〇円、上黒岩公營住宅建設工事五八万八〇〇〇円、スキー場施設工事請負金三三三万五〇〇〇円、大谷線開設四〇四万九〇〇〇円、大谷線改良工事一六〇万円、中村山電気導入事業三五万九〇〇〇円、黒藤川警察官駐在所建替工事八二万円等である。この外、上組畦畔・本村水路・二篋頭首工・内分農道・田渡野瀬農道・三王水路・大久保水路・七鳥水路・石本農道・惣津山池・内分農道・藤社農道計一三ヶ所、この金五一萬一〇〇〇円が特別会計で処理された。

なお、此の年東古味の開田に伴なう補助金として六三万八〇〇〇円、二篋開田に伴なう補助金六五万円の助成が行われたが、これは長瀬開田に伴なう補助の例により、揚水施設々備経費にのみ一部助成したものである。

昭和三十八年度

税收に若干の伸びはあったが一七六七万五〇〇〇円に止

まり、地方交付税は三九七八万四〇〇〇円となった。この年の歳入決算額は八、五〇三万円、歳出七、七四八万一〇〇〇円で地方交付税は歳入総額の大半を握るに至ったが、この傾向は昭和四九年の現在に至るまで概ね同様比率を保っている。

この年の税收の伸びは主に木材引取税であり、更に財産収入の伸びはスキー場開設に伴なう支障木として官行造林の一部立木売却代金一三四万三〇〇〇円、その他、黒藤川地域集会所及び教員住宅建設資金充当を目的とした村債六八〇万円等がある。

歳出の主なものは六〇年ぶりと言われた大雪によるもの、及び台風九号の災害応急復旧費であった。大雪による被害では村有林の被害木の雪起し資材(繩代)、及び賃金だけでも二五七万五〇〇〇円に達した。また平井橋の老朽化の評価替を行ったが、このための臨時職員に対する賃金の支払いは八七万七〇〇〇円に達した。総じてこの年は災害処理と内政の年と言った感が深い。なお別途会計では七鳥畦畔二件・シロ水路・二篋水路・ナルタキ頭首工・本組・

下土居橋・とちず水路・ナル水田畦畔外三件・宮の上水路・ビキ石農道・久保田水路・ナル水路・豊久水路ダバ畦畔・本組頭首工・田渡野瀬農道・三王水路など計二五件の復旧工事と、団体営土地改良事業田渡野瀬農道、併せて二六件一九六三万一〇〇〇円が投ぜられた。また特別会計として新たに農業共済事業会計が設けられた。

昭和三十九年度

本年歳入総額八七六万円、歳出では七六一〇万二〇〇〇円、差引一七五万七〇〇〇円が翌年度に繰越された。

歳入の順位は地方交付税・村税・繰越金・県支出金・雑収入の順である。歳出中主なものは総務費の二〇八七万三〇〇〇円、二位は教育費、三位土木費、続いて農林水産業費・民生費・議会費の順であるが土木費中目立つものは荒瀬橋の架替工事費四五六万八〇〇〇円、県施行に係る村費負担金三〇四万五〇〇〇円の外、村債の本年一年の元利償還が二二一萬六〇〇〇円とふくれて来た事である。なお別途会計で処理されたものは災害復旧事業中、農地及び農業用施設に係るもの桑井手頭首工始め二三件、県単土地改良事業二件、計二五件、その経費一、一四七万一〇〇〇円で

あった。先にも述べたが昭和三八年地方自治法の改正により予算形式が変わり、昭和三十九年度より改正法に基づいて予算形式及び内容を改め、従来人件費は役場費の中にあつたものを議会費・総務費・民生費・衛生費・農林水産業費・土木費・消防費・教育費等にそれぞれ人件費を組込み、いわゆる歳出の目的別編成がなされた。またこの年条例により財政調整基金一〇〇万円を毎年積立てる事とした。参考までに改正された予算形式の一部を記すと総務費中には総務管理費・徴税費・戸籍住民登録費・選挙費・統計調査費・監査委員会費・企画費・地積調査費が含まれ、総務管理費の中には一般管理費・文書広報費・会計管理費・財産管理費・防犯対策費・交通安全対策費・財政調整基金費・地域社会振興対策費等が含まれ、民生費は社会福祉費と児童福祉費に分れ社会福祉は社会福祉総務費と老人福祉費に、児童福祉費は児童福祉総務費・児童措置費・母子健康センター費・母子福祉費に分れる。衛生費は保健衛生総務費・予防費・環境衛生費からなり、農林水産業費は農業費と林業費に分れ、更に農業費は農業委員会費・農業総務費・農業振興費・畜産業費・農地費からなり、林業費は林業総務

費・林業振興費・林業構造改善事業費・治山治水費に分れる。また商工費は商工振興費と観光費に、土木費は道路橋梁費・河川費・住宅費からなり、教育費は教育委員会費・小学校費・中学校費・社会教育費・保健体育費に分類されて、さらに必要な目がおかれている。その他、議会費・消費費・災害復旧費・公債費・諸支出金・予備等もある。

昭和四〇年度

この年の歳入総額は、一一、一二二万一〇〇〇円と一億の大体に乗った。歳出総額は九八七二万一〇〇〇円、差引黒字一二五〇万円であった。歳入中、地方交付税は五三九三万円と歳出の五〇%を越えたが村税は依然として伸びなやみ一八一六万八〇〇〇円に止まった。この外、国庫支出金七一二万円、県支出金六九〇万六〇〇〇円、村債四三〇万円、寄附金三九六万八〇〇〇円その他となっているが、これを歳出で見ると母子健康センター建設費（整地費を含む）四八三万三〇〇〇円、七鳥簡易水道七五万円、岩屋寺休憩所六八万六〇〇〇円、スキー場の駐車場三二〇万四〇〇〇円、スキーリフト電気設備費一九八万九〇〇〇円、観光特別会計繰出金二〇〇万円、学校給食設備費中小学校分

二五一万四〇〇〇円、中学校分二二万五〇〇〇円、災害復旧工事費四六二万四〇〇〇円、公債費（借金の本年度償還金）三二六万九〇〇〇円等が主なものである。本年から災害復旧等も一般会計で経理された。

またこの年観光事業特別会計を創設し、同会計では村債一〇〇〇万円を含む歳入一二七〇万三〇〇〇円をもってスキーリフト及び管理事務所を建設したが、その経費は一、一四〇万二〇〇〇円であった。

昭和四一年度

本年歳入として新たに加わったものは臨時地方特例交付金一一五万五〇〇〇円であるが、これらを含めた歳入総額は一二、八一六万五〇〇〇円、歳出は一一、三二五万二〇〇〇円と始めて歳出も一億円を突破した。歳入の順位は交付税、村税、繰越金、国庫支出金、県支出金、財産収入等となっているが、この年の村債は三〇〇万円であった。歳出順位は総務費、土木費、教育費、農林水産業費、その他であって、そのうち主な事業は大谷林道工事費二八一万九〇〇〇円、低開発地域振興対策事業一五九万一〇〇〇円、沢渡橋改修工事四七万六〇〇〇円、岩屋寺橋三六万六

〇〇〇円、災害復旧事業八ヶ所で三二六万六〇〇〇円、公債費三三五万六〇〇〇円等であり、観光事業特別会計では村債六四〇万円等を含めて歳入総額一、〇八九万二〇〇〇円が計上され、歳出ではスキーリフト残工事六三三万七〇〇〇円の外、貸スキー五四万四〇〇〇円、天幕・毛布で一五万五〇〇〇円等が主なものであった。

昭和四二年度

この年の歳入決算総額は一七、一三六万七〇〇〇円、歳出一四、〇〇〇万円、差引三一三六万七〇〇〇円であった。歳入は地方交付税七、四一七万五〇〇〇円を筆頭に村税・県支出金・繰越金・分担金及び負担金・村債・国庫支出金・寄付金・財産収入・諸収入・使用料手数料の順であり、歳出では土木費・総務費・農林水産業費・教育費・議会費・衛生費・民生費・公債費・消防費等の順位であった。主な事業は大川豊久農道五九九万六〇〇〇円、大谷線・木地線改良等に伴なう村費負担八九〇万円、農地農業用施設復旧等に伴なうもの一三七万円、土木工事四ヶ所二五〇〇万五〇〇〇円、橋梁改良二一四万五〇〇〇円、公共土木災害復旧二八万一〇〇〇円等であった。

観光会計ではスキー場使用料四三七万七〇〇〇円、一般会計繰入金二一〇万円を含む歳入合計七〇四万六〇〇〇円に対し、歳出では四二八万六〇〇〇円であって、その主なものはスキーコース整備費六五万八〇〇〇円、駐車場整備費七四万六〇〇〇円の外、スキー場の経営費に充てられたものである。

昭和四三年度

本年新たに自動車取得税交付金、及び交通安全対策特別交付金等の国庫からの歳入が始まったが、これらを合せた歳入総額は、一八、九六一万一〇〇〇円、歳出総額は一七、七五七万八〇〇〇円であって、一、二〇三万二〇〇〇円が翌年度に繰越された。

歳入は地方交付税八、五八四万四〇〇〇円、繰越金三、一三六万七〇〇〇円、村税一、九八一万八〇〇〇円、県支出金一七五万五〇〇〇円、国庫支出金九三万五〇〇〇円、村債五一〇万円、寄付金四二二万六〇〇〇円、その他諸収入・分担金及び負担金・繰入金・使用料手数料・財産収入の順となり、歳出の主なものは大谷集会所二二三万八〇〇〇円、久万町にし、尿処理場を建設した村負担金二五二

万円、この年野ねずみの発生著しく被害莫大のため、野ねずみ撲滅対策費として二四万四〇〇〇円を支出した外、明治百年記念として御三戸中央集会所横の土地購入と記念行事費として八万四〇〇〇円の支出があった。

この年の観光会計へは一般会計から一、五〇〇万円の繰出をしたが、これは観光会計借入金の上げ償還に充てるためのものである。その他歳出中主なものは道路新設改良費一〇ヶ所（大谷線）一、一四五万三〇〇〇円、財産購入費七三三万五〇〇〇円等であったが、詳細は別途に述べたい。観光会計では収入合計二、一九二万五〇〇〇円であったが、主なものは前述の一般会計からの繰入金とスキー場使用料収益の三〇三万七〇〇〇円であり、また歳出の主なものは繰上償還の一六一万九〇〇〇円であった。

昭和四四年度

収支決算額は年と共に大型化し、この年の歳入総額は、二二、六九〇万八〇〇〇円、歳出は二〇、四四三万五〇〇〇円に上昇した。このうち歳入の最たるものは、依然地方交付税で、一一、一〇九万七〇〇〇円、県支出金三、三五五万九〇〇〇円、次いで村税二、一〇二万六〇〇〇円と、

ようやく二、〇〇〇万円台に達した。その他国庫支出金、繰越金、村債、分担金その他の順となる。歳出では農林水産業費が主位を占め、四九一七万円、総務費四八一八万一〇〇〇円、土木費三四〇三万六〇〇〇円、教育費二九一五万三〇〇〇円、民生費一五五八万九〇〇〇円、その他議会費・災害復旧費・公債費・衛生費とつづくが、特に社会福祉政策の充実に伴い民生費が大きく台頭するに至った。

この年の主な事業、又は特殊なものは仕七川駐在所敷地造成工事五万二〇〇〇円、中央集会所横駐車場造成工事費三二〇万三〇〇〇円、ヨラキレ電気導入に伴なう経費三二五万八〇〇〇円、火葬場取付道舗装及び納骨堂工事二二万三〇〇〇円、大川内田線改良工事一九五万八〇〇〇円のほか振興山村農林漁業特別開発事業に着手したが、本年度は梶家農道・アジャリゴ水路・ソデノ水路・田渡野瀬水路・シロ水路・ジデン水路・大川上水路・内分揚水機・黒田農道・沢渡水路等の改修が行われ一、〇三八万六〇〇〇円、林業構造改善事業として森林組合へ支出した額一、四一九万円、愛媛県森林組合連合会による上浮穴木材市場建設費の内へ村費二三五万六〇〇〇円、平井林道・藪川林道・中

村林道・木地林道等に対する助成金五三万三〇〇〇円、椎茸生産施設一〇ヶ所の設置に対し二三万五〇〇〇円、村道沢渡線の測量費四〇万円、土木県工事地元町村負担金六九万四三〇〇〇円、三和橋六〇九万円、長瀬橋架替費六六四万円、宮前橋改良工事へ一二八万円、岩瀬戸橋々脚補修外五件で四九一万五〇〇〇円等と、かなり盛りたくさんの事業が処理された。また観光会計ではスキー場の共同便所及び水道施設・照明施設等が新設されて内容が一段と整備されたが、この工事は合せて二二〇万一〇〇〇円であった。

昭和四五年年度

歳入は依然地方交付税がトップで、その四六%を占め、一三、八二二万五〇〇〇円、次が県支出金で一五%、村債は村税を上廻って二、三九〇万円で三位となり、四位村税の二、二七三万三〇〇〇円、五位繰越金、六位国庫支出金、次で分担金及び負担金・寄附金・諸収入等の順となり、その総額は二九、八四八万一〇〇〇円であった。

歳出では引続き農林水産業費が主位を占め、全体の二四%、六、八七一万九〇〇〇円、次が教育費六、二五〇万五

〇〇〇円、総務費五、七九九万四〇〇〇円、土木費四、四二九万円、民生費一、七八三万四〇〇〇円、衛生費八七八万五〇〇〇円であった。

この年から一〇年計画で国土調査事業(地積調査)を始めたが、これらを含んで主な事業は次の様なものであった。役場庁舎増築工事三一七万九〇〇〇円、御三戸駐在所敷地造成工事四〇九万一〇〇〇円、農道四ヶ所で四七九万五〇〇〇円、地積調査費一九五万円、林業構造改善事業及びこれに関連する総事業費二、九五五万一〇〇〇円、道路改良及び舗装に伴なう村費支出額一、五三九万三〇〇〇円、中央中学校体育館建設費二、六四二万円、うち建物請負費二、二九六万七〇〇〇円等である。

昭和四六年年度

この年の歳入総額は三六、七九五万九〇〇〇円、歳出総額は三三、八五一万七〇〇〇円と伸長した。また歳入は地方交付税が四六%を占め、一六、三五六万六〇〇〇円、県支出金六、一二四万三〇〇〇円で全体の一六%、次に村債・繰入金・村税・国庫支出金等となっているが、本年特に村債が著るしく多額になったのは、山村振興法(略称)の

適用及び過疎地域振興法等の指定事業を実施するための財源として借入れたものである。この償還方法及び額等は財政編のはじめに述べているので省略するが、二〇〜三〇%の償還で足りる最も有利な村債である。

これらの財源がいかにかに費消されたか、主な事業を列挙すると先ず黒藤川集会所・御三戸集会所の新築及び歯科診療所整地工事等で三六万四〇〇〇円、国土調査費一、〇六七万三〇〇〇円、歯科診療所新築工事費六〇一、九〇〇〇円、団体営東古味農道外一件二、六九三万円、本組農道外五件で一三二万七〇〇〇円、林業構造改善事業中、森林組合が事業主体となって施行したものに對する森林組合補助金二、五〇六万一〇〇〇円、淡水漁種苗生産施設(あめのうお孵化場)一一六万円、ペイローダー(タイヤ付ショベル)六三〇万円、山村振興特認事業沢渡道路費一二〇五万円、蕨打線改良及び舗装費八八〇万九〇〇〇円、県道改良及び舗装に對する村負担金八六四万九〇〇〇円、七鳥橋三二八万円、土地購入費九二五万円、特筆すべきは地域集団電話村内八〇七戸取付に對する村費補助金八〇二万一〇〇〇円等である。また歳出の款別支出額は総務費・農林水産業費・土木

費・教育費・民生費・衛生費の順になっているが、特にこの年一〇月から老人医療費の無料化に伴なう村費負担も加わり、民生費が一、八六四万円と上昇した。

この年、上黒岩字カワツケ四、六三七平方畝を小田町福森松雄より購入六八〇万円の外、上黒岩字ムカイゴミ、同ウズノウエ、矢竹保存増殖地として大字黒藤川字ヤダケ、スキー場駐車場用地等合せて一六、三六四平方畝を一三四九万円で購入した外、東川に教員用住宅一棟も購入した。また一〇月一日から始まった老人医療は翌四七年三月末日までに延四三三件の利用があった。この外、役場を中心として周辺の水不足解消のために上水道を作ったが、この経費二二〇万四〇〇〇円を要した。

観光特別会計では工事費二四七万五〇〇〇円を投じてスキー場第三駐車場を建設した外、スキー場に至る遊歩道三六〇畝、三二〇万円を投資した。

昭和四七年度

歳入総額四九、〇五〇万円、歳出総額四五、八一一万七〇〇〇円、差引三、二三八万三〇〇〇円が翌年度に繰越されたが、昭和四〇年に始めて一億円の大台に乗った決算額

が、以来七年にして約五倍にはね上ったものである。

合併当初は歳入の主座は村税が握っていたが、この年の村税は六位に転落し、額においても地方交付税二〇、〇三五万一〇〇〇円に対し二、六二八万四〇〇〇円であって、全体に占める割合は五%強に止まるに至った。

自主財源の乏しい貧困な町村を三割自治と言う言葉で表現しているが、三割はおろか一割にも充たない自主財源で次々とかんがりの大事業が消化できる事は地方交付税によるとはいいなから有難いご時世ではある。さて本年の主な事業は村道沢渡線の延長工事四六五六万円、成川藤社線舗装工事四一五万円、成川橋架替費四三六万円、西古味村道改良及び舗装九九五万六〇〇〇円、仕出平和橋改修費六四六万円、ヨラキレ橋改修五六六万円、農道田渡野瀬線舗装七二〇万円、農道叢川線開設二、一五一万三〇〇〇円、林道馬の谷線一、六〇〇万円、林道田渡野瀬線新設一、〇〇〇万円、林道インショブネ線開設三〇〇万円、林道平井線開設三〇〇万円、岩屋寺遊歩道一、〇〇〇万円、中央公民館増築五二〇万円、仕七川中学校体育館建設二、三〇〇万円、美川診療所建築二、二三九万七〇〇〇円等の外、大字日野

浦本組所有の山林外六筆、その面積七、〇三六平方尺を一、二二四万円で購入した。

この年国土調査費一、九一一万八〇〇〇円、老人医療件数二、〇九七件、このうち公費負担額六七九万三〇〇〇円、児童手当該当者二五八人に対し三二八万五〇〇〇円、県工事地元村負担金一、三〇一万五〇〇〇円を支出したが、この工事は県道の改良と舗装であった。

昭和四八年度

この年、本誌執筆時点では決算に至らないので予算に基づくの外ないが、歳入歳出予算総額はそれぞれ五三、三六四万三〇〇〇円である。恐らく、決算段階では三、〇〇〇万円程度の黒字と予想される。

歳入は一位交付税、二位県支出金、三位村債、四位繰入金、五位村税、六位国庫支出金、(以下略)となっている。

本年から新たに地方譲与税が加わり、二八〇万円の収入が予想されており、また特別土地保有税の新設によってその収入一〇〇万円を想定しているが、この特別土地保有税の対象は二笹地区ゴルフ場用地である。歳出の特異なものは三九年度以来積立てていた財政調整基金へ本年は八〇〇万

第三節 国民健康保険事業会計の概要

円、さらに土地開発基金を新設して六三八万四〇〇〇円を積立てた。その他を合算すると基金総額は三、四三八万四〇〇〇円となり、不測の出資に備えた事、さらに愛媛県が本村を「文化の里」に指定したのは上黒岩の縄文遺跡に由来するので、その名にふさわしい収蔵庫及びこれに通ずる道路改修の外、駐車場整備等に一、五四九万一〇〇〇円を投じた事、並びにテレビ中継所建設に対する愛媛放送貸付金一、三〇〇万円、郡土地開発公社への出資金一〇〇万円等である。

本年度の主な事業として大川出口橋架替工事、御三戸荒瀬線の待避所の新設、中央体育場新設、高山農道延長、林業構造改善事業の一環として新築したスキー場手前の総合案内施設・イグイ林道・藤社林道・成川藤社線の舗装・御三戸荒瀬線舗装・内分農道舗装・平井橋改築・村道沢渡線の延長・ヨラキレ橋改築・田渡野瀬農道の舗装延長・ヨラキレ道路災害復旧工事等の外、国土調査事業一、二二九万五〇〇〇円等がある。黒藤川保育園の新築もこの年行われたが、老人医療費が大巾に上昇して一、五〇六万八〇〇〇円となり、大きなウェイトを占めることになった。

合併前は中津村だけが国民健康保険事業を実施していたが、合併を契機に昭和三〇年より全村的に事業を開始したものである。昭和三〇年の収支決算額を見ると、歳入で五八三万四〇〇〇円、歳出五八三万四〇〇〇円で一〇〇〇円未満に若干の差があるが大体同額であった。当時の国民健康保険税は一七五万三〇〇〇円、保険給付費は五二七万三〇〇〇円であった。この裏付財源が国庫負担金であったことは今も同じであるが、昭和四〇年には歳入三、二七五万三〇〇〇円、歳出三、〇三三万八〇〇〇円とふくれあがり、さらに昭和四七年度決算では歳入八、九七八万六〇〇〇円、歳出七、六九七万六〇〇〇円に膨脹した。この年の国民健康保険税は一、七一二万二〇〇〇円、保険給付費は六、五三一万九〇〇〇円であって、国庫から受入れた金額は五、六七四万二、〇〇〇円であった。また昭和三〇年の収支も僅かではあるが四三七円の黒字であり、三一年度は三一八円の黒字、四〇年度は二四一万五、〇〇〇円の黒字と、毎年健全な財政運営がなされた。なお国民健康保険税

に於ても村税同様に報奨金制度を続けているが、この報奨金の財源は一般会計からの繰出金から支出し、国民健康保険事業には何等の影響を与えない様措置しつつあるし、また老人医療・零歳児医療の無料化に伴う歳入歳出もすべて一般会計によって処理し、国民健康保険会計には何等影響しないものである。

さて、美川村が発足した三〇年の歳出決算額が三、七一
一、〇〇〇円、人件費の総額が一、三一、一四、〇〇〇円であつたのに対し、一八年後の四七年には歳出決算額で四億五、八一、二四、〇〇〇円。このうち人件費総額は一億一、六三、七、〇〇〇円にふくれ上っている。また合併当時の村税収入一、三四、二、〇〇〇円、交付税は九、九二、二、〇〇〇円であつたのに対し四七年度は村税二、六二、八、〇〇〇円、地方交付税二億〇、〇三五、一、〇〇〇円となっている。

昭和三四年に上黒岩の岩瀬戸橋が架橋されたが、この事業費総額は二一、八、〇〇〇円であつた。当時国道から数えて三つめの橋脚に岩盤がなく、やむを得ず松丸太一六

本を打込みその上に橋脚を樹てたが、この橋脚が四三年の洪水で露出したので、四四年にこれの根巻工事を行なつた。その事業費が、なんと二一、八、〇〇〇円であつた。橋全体と橋脚一本のしかも根巻工事だけがほぼ同額である。また当時の村債は五四〇万円であつたが、昭和四七年末には八、四二〇万円となつた。貨幣価値は低下の一途をたどつたとは言え、僅か二〇年を経た今日、まことに今昔の感にたえない。

第四節 財 産

一、明治中期における基本財産の蓄積

財産には、不動産・動産・物権・無体財産権・有価証券・物品・債券・基金等々が含まれるが、ここでは主として不動産のうち財政力に最も影響の多い村有林にしほり、合併後の購入分については不動産の全体について集録する事にしたい。

明治二一年の黒藤川村外二カ村の決算書によると雑収入として二四、一、九〇錢二厘が計上されているが、これは不

動産収益であるし、また明治二七年九月、時の上浮穴郡長加藤純次郎は「凡そ町村の費用は財産より生ずる収入を以て之に充て、尚足らざる場合に於て課税により之を支弁すべし」(以下略)と町村に訓令を發して居り、この頃は主として決算剰余金を積立てるようにとの主旨であつた。その後、国に於ても造林の必要性と治山治水の観点から造林補助金制度を作つて植林の奨励に乗り出し、各町村も村有林造成に力を注ぐようになったようである。

明治四四年三月の中津村基本財産台帳によると、中津村公有林は大字黒藤川字ノデ以下三三筆、台帳面積七三四町四反二畝二九歩、大字久主一筆六反歩、大字沢渡一筆三反歩、合計三五筆七三五町三反二畝二九歩、この外に組持として久主持四〇筆、鉢部落持一八筆、黒藤川持二三筆、同部落のうち本組持九筆、二笠持八筆、沢渡持三筆がそれぞれ小字別・地目地積別に記録されている。以上で類推されるように、当時の村有財産の所有形態は純村有、或は部落有、その他社寺学校等にその所有管理処分権を委ねたもの、さらに入会林野として共同利用に供したものと等々、各町村でまちまちのようであるが、その施設、たとえば学校

管理のための学校基本財産として積立たものなど仕七川村と中津村は非常に類似しているが、弘形村の財産台帳には山林は調査不充分のためか、駐在所の敷地と弘形校の敷地合せて二四四坪の外は記録を見る事ができない。これを現時点で察するに、当時は部落有財産としてその管理処分権を認め、村有林は保有しなかつたものではないかと思われ

る。
さて中津村の財産であるが、その後明治四四年五筆、同四五年二五筆、大正二年六筆、大正三年及び同五年各一筆が買い足されたようである。その基本財産はその後、どのように処分されたのであろうか。

大正六年六月二〇日付郡役所よりの「基本財産補填台帳調整に関する件」と言う見出しの照会に対し、次のように報告がなされている。

記 (原文を表示して示す)

基本財産処分金額	処分の目的	処分議決年月日	補填年度
金六百円也	二笠分教場 建築費	明治四十三年 三月十五日	自大正元年 至大正十年
金千四百円也	沢渡分教場 建築費	明治四十三年 三月十五日	自大正三年 至大正十一年

金七百円也 学校建築費 大正二年八月二十七日 自大正十三年

金五百四十四円九拾四銭八厘 懸渡鉄線吊橋工費 大正五年一月二十七日 自大正八年

以上で見ると基本財産は蓄積目的にしたがって処分され、やがて昭和三〇年の合併を迎えて残り財産が美川村

に持込まれたわけである。

11、村有林の増減

昭和三〇年合併時点の各旧村の持込み分、およびその後取得した村有林の主なものは別表のとおりである。

村 有 林 昭和48年末現在 単 有 分

所 在 地	面 積	林 令	入 手 経 路
大字東川字ヒガシタニ 3 番耕地543の1外9筆	4.42ha	19 ~ 24	昭和21、同24、井上稔晴より購入 旧仕七川村持込
同 上 字カゲムキ 3 番耕地 548 外 4 筆	18.64	16 ~ 24	明治45.1.25 川村勝政外2名より 旧仕七川村持込 大正3.12.12 山崎新太郎及字高好松より 大正4.7.23 井上寅治より
同 字イグイ 1 番耕地 604 の 1 外 3 筆	26.52	16 ~ 34	大正6.3.16 高橋倉次より 旧仕七川持込 昭和30. 内10ha 試験林のため県行造林となる。
同 字ヒウラ 1 番耕地 1124 の 32	2.32	19	昭和36.3.16 松岡豊喜より
同 字カミハタ 1 番耕地 598	0.10	18	昭和32.3.29 岡田篤尚より 旧仕七川村持込
大字七鳥字カギヤモリ 2 番耕地 737 及び 742	9.39 内雑木3.92	雑木32~37 15 ~ 22	大正4.7.23 西古味組より 旧仕七川村持込 昭和27.4.19 谷窪秀夫より
同 字コヤガタニ 1 番耕地 522 及び 523 563	2.18	18 ~ 22	大正8.1.7 野村松次より 旧仕七川村持込 大正14.6.4 菅虎馬より
同 字ナベクラ 2 番耕地 732 の 2	0.19	22	昭和10.6.1 松岡興志一より 旧仕七川村持込

大字仕出字マルミヤ 2 番耕地 857 外 28 筆	16.99	13 ~ 38	明治41.1.9 梅木要より, 明治43.12.26坂本兵次より, 明治43.12.22加藤綱五郎より, 大正 2.2.1 大西庫次より, 明治43.12.20村上林蔵より, 明治45.2.10山本藤吉より, 大正 4.7.22野地筒城組より, 昭和 7.10.10土岐利蔵より, 昭和10.10.4 竹内久次より, 昭和11.5.26土岐鶴造より, 昭和13.12.27土岐万一より, 旧仕七川村持込
----------------------------	-------	---------	--

単 有 者

所 在 地	面 積	林 令	入 手 経 路
大字大川字狼ヶ城 897 の 2	37.23ha	13 ~ 30	昭和35.3.27 国有林一部払下
大字有枝字本谷山 895~897	2.75	18 ~ 37	昭和26.1.26水本福弥, 梶家亀次 2 名より旧弘形村持込
大字上黒岩字大辻 4 番耕地 295~296 及び 275	0.32	19	昭和28.6.24 井野元学次 井野元勇より旧弘形村持込 昭和34.10.14 大上浩より
大字上黒岩字下成 1 番耕地519の1及び519の2	0.58	18	昭和35.11.29 平岡哲郎より
大字上黒岩字下り松 1 番耕地 560 外 2 筆	0.42	32 ~ 35	昭和24.12.29 溝田佐美子より 旧弘形村持込 昭和25.7.25 城山守恵より
大字日野浦字御山乙 350 の 1	2.50	10	昭和38. 台風により被害木伐採跡地村有林とする 官行造林の解約
〃 〃 乙 350 の 4	18.00	雑 不詳 桧24~25	昭和47. 日野浦本組より
〃 〃 乙 350 の 46	3.96		昭和46.8.9 村松源市より 駐車場用地として
大字中黒岩字宮地乙684 の 2 外 15 筆	8.65		昭和48.6.13 土居ジツコ 篠崎覚一郎 豊地松太郎 城山良雄より
大字上黒岩字ウツノ上 1 番耕地516の1外 4 筆	1.82		昭和46.8.20 山中美毅子より

大字黒藤川字マツキ 3625 の 50 外 37 筆	19.16	10 ~ 11	昭和37.12.27 越水義一郎より
大字七鳥字ヨコイワ 1 番耕地 604 の 3	0.21		昭和37.3.6 団上政重より
大字沢渡字キエモンマワリ外 5 筆	約 8.50		赤蔵周辺自然保護のため（目下未登記）阪本光夫外より

この外ごみ処理場用地，スキー駐車場用地など小面積のものもあるが省略する

柳谷村 共有林

所 在 地	面 積	林 令	入 手 経 路
大字黒藤川字ササミネ 3,593 番地	53.31ha	15 ~ 21	旧中津村より持込
大字黒藤川字マツキ 3,625 の 67	6.64	14	旧中津村より持込
大字黒藤川字マツキ 3,625 の 65	1.60	18	同 上

官 行 造 林

所 在 地	面 積	林 令	入 手 経 路
大字日野浦字御山乙 350 番地	111.61ha	19 ~ 45	旧弘形村持込
同 字カマゲタ山 ²²⁷⁸ / ₂₂₉₈	162.39	16 ~ 18	昭和 32 年大字日野浦本組より
大字黒藤川字ナカツ 4,870 番地	125.21	16 ~ 44	旧中津村持込

歳入 一般会計決算額年度別一覧表 (単位 千円)

科目 \ 年度別	30	31	32	33	34	35	36	37	38
1. 村 税	13,421	14,593	18,301	15,386	14,892	14,909	16,620	16,564	17,675
2. 地方交付税	9,922	10,261	12,888	15,714	16,768	19,868	25,583	31,904	39,784
3. 財産収入	0	1,720	0	101	5,326	46,200	8,672	128	1,878
4. 使用料及び 手 数 料	163	639	765	712	744	766	934	1,124	1,377
5. 国庫支出金	3,517	2,587	1,801	2,437	3,038	2,329	4,318	2,457	3,333
6. 県 支 出 金	252	142	269	1,333	655	2,702	1,867	3,205	3,713
7. 寄 附 金	4,193	578	2,287	987	602	1,067	2,343	3,272	1,959
8. 繰 越 金	214	206	2,302	1,206	0	3,251	5,752	7,390	5,026
9. 雑 収 入	235	519	824	648	823	1,850	3,201	3,616	3,487
10. 村 債	5,400	4,000	0	0	0	0	1,500	0	6,800
11. 繰 入 金	0	0	0	0	0	0	0	1,000	0
合 計	37,317	35,245	39,437	38,524	42,848	92,942	70,790	70,660	85,032

歳入 一般会計決算額年度別一覧表 (単位 千円)

科目	年度別	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
1. 村 税		16,379	18,169	17,286	20,292	19,819	21,027	22,733	23,769	26,284	29,749
2. 自動車取得税金 交付金		0	0	(臨時地方特 別交付金) 1,155	(臨時地方特 別交付金) 82	2,345	3,653	4,143	3,840	7,440	(地方譲与 税金) 8,265
3. 地方交付税		47,975	53,930	59,696	74,175	85,844	111,097	138,215	163,566	200,351	259,703
4. 交通安全対策 特別交付金		0	0	0	0	79	100	61	73	154	189
5. 分担金及び負担金		1,479	905	2,945	14,379	3,084	7,030	3,676	4,749	2,982	859
6. 使用料及び手数料		1,467	1,502	1,872	2,492	2,509	2,522	2,653	2,634	2,877	2,953
7. 国庫支出金		1,657	7,121	9,667	5,803	9,353	14,606	19,119	14,202	50,117	25,688
8. 県支出金		4,433	6,906	7,393	15,512	17,551	33,560	46,405	61,244	63,381	79,068
9. 財産収入		102	566	4,348	2,397	1,518	2,592	547	3,501	1,700	6,359
10. 寄附金		387	2,968	5,889	5,408	4,227	4,344	9,015	10,628	12,432	13,140
11. 繰入金		123	1,359	0	0	3,000	0	1,000	(繰越金) 25,185	(繰越金) 29,672	(繰越金) 32,384
12. 繰越金		7,549	11,758	12,500	14,912	31,368	12,033	22,473	0	0	0
13. 諸収入		4,310	1,729	2,413	3,216	3,814	5,145	4,541	8,768	8,911	7,865
14. 村債		2,000	4,300	3,000	12,700	5,100	9,200	23,900	45,800	84,200	72,600
合 計		87,861	111,213	128,164	171,368	189,611	226,909	298,481	367,959	490,501	538,822

歳出 一般会計決算額年度別一覧表 (単位 千円)

科目	年度別									
	30	31	32	33	34	35	36	37	38	
1. 議会費	511	579	924	918	1,244	1,771	1,810	2,380	3,220	
2. 役場費	14,015	7,233	6,537	6,289	7,292	7,890	9,533	11,676	13,805	
3. 消防費	829	1,713	1,723	1,843	2,346	2,103	2,048	1,681	2,611	
4. 土木費	550	701	989	2,085	1,597	2,228	2,996	3,824	2,276	
5. 教育費	12,816	13,322	14,415	10,052	9,773	10,918	22,073	15,156	14,784	
6. 社会及び 労働施設費	2,112	401	570	339	399	1,003	6,524	2,010	1,470	
7. 保健衛生費	342	304	314	811	582	739	2,898	1,553	1,357	
8. 産業経済費	2,404	2,676	3,856	6,759	6,670	7,958	6,647	12,934	7,223	
9. 財産費	485	919	2,816	2,810	1,275	3,050	2,715	3,231	4,546	
10. 統計費	62	7	12	2	95	235	4	101	27	
11. 選挙費	193	136	21	377	271	207	51	637	828	
12. 公債費	810	1,694	2,047	2,299	1,836	43,966	1,591	2,024	2,468	
13. 諸支出金	1,982	3,258	4,008	6,671	3,487	5,134	4,508	8,427	22,866	
14. 繰上充用金	0	0	0	0	2,732	0	0	0	0	
合計	37,111	32,943	38,232	41,255	39,599	87,202	63,398	65,634	77,481	

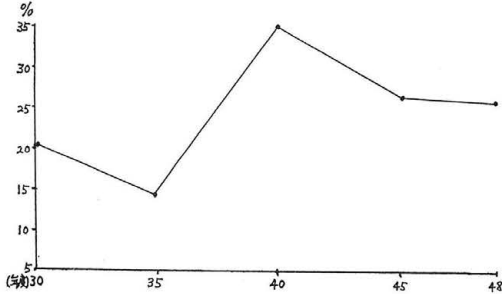
歳出 一般会計決算額年度別一覧表 (単位 千円)

科目 \ 年度別	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
1. 議会費	4,214	3,939	4,226	5,309	4,794	5,984	6,719	7,301	10,317	11,002
2. 総務費	20,873	22,590	27,125	27,856	36,858	48,182	57,994	86,686	83,568	129,283
3. 民生費	5,817	4,805	4,317	4,602	8,270	15,590	17,834	18,641	30,295	52,927
4. 衛生費	1,687	9,410	5,711	4,799	8,720	4,577	8,786	14,854	31,402	12,179
6. 農林水産業費	8,021	9,084	12,396	26,563	34,614	49,170	68,719	83,996	74,254	98,324
7. 商工費	1,428	9,065	2,888	2,379	15,326	3,351	429	3,012	5,545	1,728
8. 土木費	12,077	5,015	26,677	36,265	24,705	34,036	44,290	54,608	102,532	64,788
9. 消防費	2,018	2,340	2,338	2,582	2,867	2,673	5,454	3,432	4,383	6,669
10. 教育費	16,111	23,227	20,120	22,844	24,395	29,154	62,506	39,743	81,539	76,083
11. 災害復旧費	1,040	5,741	4,038	1,653	2,736	6,643	4,422	3,649	7,448	3,416
12. 公債費	2,816	3,269	3,356	3,150	6,832	4,875	5,236	8,274	14,591	19,926
13. 諸支出金	0	225	60	2,000	7,461	200	59	14,324	12,240	24,458
合計	76,102	98,710	113,252	140,002	177,578	204,435	282,448	338,520	458,114	500,783

人 件 費 の 推 移

年 度 別	30 年 度	35 年 度	40 年 度	45 年 度	48 年 度
人 件 費 総 額	8,154 <small>千円</small>	13,041 <small>千円</small>	34,860 <small>千円</small>	76,489 <small>千円</small>	132,765 <small>千円</small>
上 昇 率		60% 上昇		167% 上昇	
			119% 上昇		74% 上昇

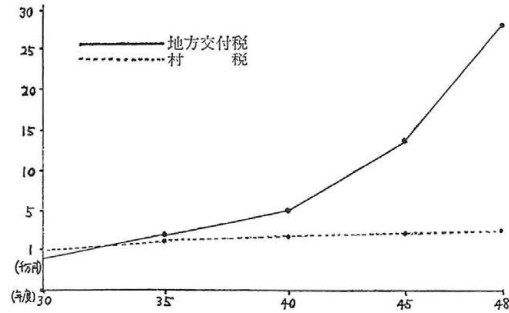
歳出のなかで人件費の占める割合の変遷



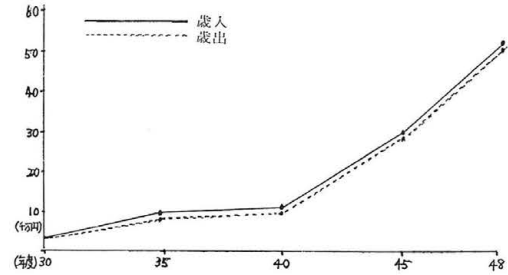
歳入総額に占める割合からみた比較

区分 \ 年度	30 年 度	36 年 度	40 年 度	48 年 度
村 税 %	36	23	16	6
地方交付税 %	27	36	48	48

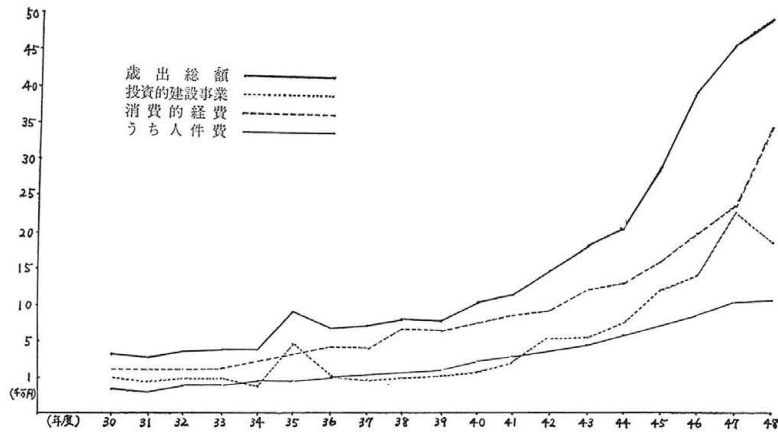
歳入のうち村税と地方交付税の比較



財政規模の推移



性質別決算額



年 度 別 決 算 額

年度別 性質別			30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
			人 件 費	7,464	7,236	8,601	8,380	9,983	12,381	14,356	17,939	22,287
物 件 費	6,962	9,952	8,419	10,491	8,622	15,103	16,589	15,841	20,254	19,758		
公 債 費	810	1,694	2,047	2,299	1,836	1,577	1,575	1,650	1,593	1,940		
補 助 費	3,514	1,628	3,863	3,329	7,225	6,132	9,231	9,683	13,240	7,101		
建 設 事 業 費	16,334	10,445	13,231	14,758	9,087	48,723	18,770	13,743	13,275	14,487		
そ の 他	2,027	1,988	2,071	1,998	2,846	3,286	2,877	6,778	6,832	4,471		
合 計	37,111	32,943	38,232	41,255	39,599	87,202	63,398	65,634	77,481	76,102		
年度別 性質別			40	41	42	43	44	45	46	47	48	
			人 件 費	33,504	36,095	38,213	46,022	57,453	70,133	84,073	102,952	121,262
物 件 費	20,667	22,857	25,819	29,868	33,801	42,751	57,428	72,996	78,356			
公 債 費	3,269	3,357	3,150	6,832	4,875	5,235	8,274	14,591	19,926			
補 助 費	7,763	14,059	11,329	19,107	21,560	23,828	32,387	23,514	54,768			
建 設 事 業 費	27,702	30,234	53,189	53,866	72,628	123,442	140,362	223,000	180,621			
そ の 他	5,805	6,650	8,302	21,883	14,118	17,059	15,996	21,061	45,850			
合 計	98,710	113,252	140,002	177,578	204,435	282,448	338,520	458,114	500,783			

